

令和4年3月4日

保護者の皆様へ

神戸市

家庭保育へのご協力のお願い（期間の延長）

兵庫県に対するまん延防止等重点措置を実施すべき期間が再延長される見込みです。

園内における感染リスクをできるだけ抑えるため、保護者の方のご判断において、登園を控えることが可能な場合には、ご協力いただける範囲で、引き続きご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

何卒ご理解のほどよろしく申し上げます。

1. 対象期間（延長後）

令和4年1月27日（木）～3月21日（月・祝）

2. 保育料（0～2歳児クラス）の取り扱い

上記期間中、家庭保育にご協力いただき1日でも欠席される場合は、欠席日数分の保育料を日割りで減額します。保育料の還付については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。

なお、神戸市から通われている施設へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。